秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正することについて

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のと おり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市公共下水道全体計画の見直しに伴い、公共下水道事業における排水区域面積、排水人口及び1日最大汚水量を変更するため、改正するものであります。

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年秦野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「2,580ヘクタール」を「2,578ヘクタール」 に改め、同項第2号中「152,410人」を「142,200人」に改め、 同項第3号中「78,670立方メートル」を「63,850立方メートル」 に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第19号 秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	IΠ
(経営の基本)	(経営の基本)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 公共下水道事業の内容は、次に掲げるとおりとする。	3 公共下水道事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
(1) 排水区域面積は、2,578ヘクタールとする。	(1) 排水区域面積は、 <u>2,580ヘクタール</u> とする。
(2) 排水人口は、142,200人とする。	(2) 排水人口は、 <u>152,410人</u> とする。
(3) 1日最大汚水量は、 <u>63,850立方メートル</u> とする。	(3) 1日最大汚水量は、 <u>78,670立方メートル</u> とする。
附則	
この条例は、令和3年4月1日から施行する。	

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正することについて

1 改正の背景

秦野市公共下水道全体計画について、前回の見直し(平成22年度)から 10年近くが経過したことから、本市の公共下水道事業を取り巻く社会経済 状況の変化を踏まえ、計画目標年次における計画区域、計画人口、計画汚水 量等の見直しを行いました。

2 秦野市公共下水道全体計画の見直し概要

(1) 計画区域

加茂川土地区画整理事業(約28ヘクタール)の計画廃止及び国立病院機構神奈川病院(約11ヘクタール)との公共下水道整備に関する協議に基づき、これらの区域を計画区域から除外し、県立秦野戸川公園(約36ヘクタール)及び自費工事による区域外流入(約1ヘクタール)を追加します。

これにより、計画区域面積を約2,580~クタールから約2,578 ~クタールに変更します。

(2) 計画人口

計画人口は、秦野市総合計画基本構想の人口規模の算定基礎としたすう勢人口とします。

令和12年度行政人口	下水道計画区域内	下水道計画区域外
154,800 人	142, 200 人	12,600 人

(3) 計画汚水量

計画区域及び計画人口並びに汚水量原単位等の見直しに伴い、1日最大 汚水量を63,850立方メートルに変更します。

3 経営の基本の変更

項目	現行	改正後	差引き
排水区域面積 (ha)	2, 580	2, 578	$\triangle 2$
排水人口(人)	152, 410	142, 200	△10, 210
1日最大汚水量 (m³)	78, 670	63, 850	△14, 820

4 施行日

令和3年4月1日